

平成13年 9月13日
平成16年 4月 1日改正
平成19年 1月10日改正
平成28年 4月 1日改正
令和 3年10月 1日改正
令和 5年 5月31日改正
学 長 裁 定

競争的研究費に係る「間接経費」の取扱いについて

1. 趣 旨

競争的研究費に係る「間接経費」については、大学等の研究機関全体の機能向上への活用や競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善に資するための経費として充当することとされており、本学においても、より効果的・効率的な対応を図るため、以下のとおり取り扱うものとする。

2. 配分割合

- (1) 全学共通分 50%
- (2) 部 局 分 50% (競争的研究費を獲得した研究代表者の所属する部局とする。)

3. 使 途

別表のとおりとする。

4. 配分の決定等

具体的配分事項や配分額等の決定にあたっては、全学共通分については学長が、部局分については当該部局長が、その必要性等を判断し、自らの責任において行う。

間接経費の配分を受けた部局長は、その執行実績等を毎年度3月31日までに所定の様式により、学長に報告しなければならない。

5. その他

この取扱いに定めるもののほか、間接経費の配分にあたり必要となる事項については、別に学長が定める。

（別表）

間接経費の主な用途の例示

競争的研究費による研究の実施に伴う被配分機関の管理等に必要な経費（競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（令和5年5月31日改正）「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。

（1）管理部門に係る経費

（ア）管理施設・設備の整備、維持及び運営経費（会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。）

（イ）管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

（2）研究部門に係る経費

（ウ）共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

（エ）当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）

（オ）特許関連経費

（カ）研究機器・設備（※）の整備、維持及び運営経費（会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。）

※研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（スパコンを含む）、大型計算機棟、図書館、ほ場

など

（3）その他の関連する事業部門に係る経費

（キ）研究成果展開事業に係る経費

（ク）広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。